

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社渥美牛群管理サービス（以下「当社」といいます。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」といいます。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を当社から譲り受ける皆様（以下「ユーザー」といいます。）には、本約款に従って、本和牛遺伝資源をご利用いただきます。

（適用）

第一条 本約款は、ユーザーと当社との間の本和牛遺伝子資源の利用に関わる一切の關係に適用いたします。

（禁止事項）

第二条 ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはいけません。

- 1 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
- 2 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出す行為
- 3 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

（第三者への譲渡）

第三条 ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者へ譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければなりません。

（規約の変更）

第四条 当社は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本約款を変更することができるものとします。

以上